

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【入札説明書】 第1回、2回質問回答 について	3							質問	「入札説明書等の記載事項と、令和7年12月19日に公表した実施方針（案）に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用する」と記載がございます。つまり、相違がない場合は実施方針（案）の質問回答を採用するという意味であり、第1回・2回質問回答は入札説明書等と相違がない限り有効であるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、類似する質問に対して企業団の回答が異なる場合は、新しい回答が優先されます。
2	【入札説明書】 過去の質問回答の取 扱いについて	3							質問	第1回質問回答及び第2回質問回答でご回答いただいた事項についても、質問回答は有効であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、類似する質問に対して企業団の回答が異なる場合は、新しい回答が優先されます。
3	【入札説明書】 提案上限価格	5	第1	2					質問	提案価格は、設計・施工（工事）費及び維持管理費の合計の提案上限価格を超えなければ、その内訳である設計・施工（工事）費又は維持管理費が上限を超えても良いと理解して宜しいでしょうか。	提案価格は、設計・施工（工事）費及び維持管理費それぞれに設定された提案上限価格以内としてください。
4	【入札説明書】 提案上限価格	5	第1	2					質問	提案上限価格の積算年月日（積算基準日）をご教示ください。	公告日とします。
5	【入札説明書】 質問回答について	7	第2	1	(2)	ウ			質問	これまで第1回、第2回質問を実施し、今回第3回質問・意見の受付の機会がございます。質問回答については、各事業特有のものを除き、3事業（綾瀬、伊勢原、相模原浄水場沈でん池設備整備事業）ともに共通の考え方であると理解して宜しいでしょうか。	事業ごとの質問回答を有効な書類として取り扱い ます。 質問回答の内容が3事業共通の考え方として取り 扱えるかについては、技術対話の際にご確認く ださい。
6	【入札説明書】 技術対話内容書につ いて	8	第2	1	(2)	キ	様式 8	(注 7)	質問	「・技術対話は最大60分間を予定し、対話時間内に質疑応答が可能な質問数をご記載ください。」とありますが、時間内に質疑応答できなかった項目については、後日回答していただけるのでしょうか。	後日回答は予定していません。
7	【入札説明書】 技術対話	8	第2	1	(2)	キ			質問	「企業団が技術提案で求める内容を伝えるため、企業団からも質問を行うほか助言も行う。」と記載がありますが、参加希望者に対する貴企業団からの質問を技術対話に先立って通知する予定はございますでしょうか。	現時点において、事前に通知する予定はありま せん。
8	【入札説明書】 見積価格について	10	第2	1	(2)	ク サ			質問	入札説明書によれば、見積価格の提出期限が令和8年11月18日、開札日が令和9年1月27日とありますが、提出した見積金額は、令和9年1月27日まで、総合評価審査委員会の委員並びに企業団職員には一切開示されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	【入札説明書】につ いて	12	第3	1	(2)	カ			質問	「やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めることができる。」とありますが、どのような場合を想定されていますか？	企業統合・買収、倒産、指名停止等を想定して います。
10	【入札説明書】 維持管理JVの形態に ついて	14	第3	2	(3)	イ			質問	維持管理JVとして構成員に建設JVの代表企業を含めて組成する必要があると定められておりますが、甲型JVを想定されている場合、JVにおける出資比率については事業者側で自由に取り決めてよいという認識でよろしいでしょうか。乙型JVを想定している場合建設JVの代表企業に求める業務範囲としては想定されている内容はございますでしょうか。こちらも事業者側で自由に取り決めてよいのでしょうか。	維持管理JVの組成方法は任意です。
11	【入札説明書】 維持管理JV構成企業 の出資比率及び業務 分担	14	第3	2	(3)	イ			質問	維持管理JVには、建設JVの代表企業又は、建設JVを結成しない場合には工事を実施する企業を構成企業として含めることとされています。維持管理JVを甲型または乙型とするかについては、応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	【入札説明書】 契約保証金について	15	第4	4	(2)				質問	維持管理業務において業務委託契約書（案）に契約の保証の記載がないため、契約保証金の納付は不要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	【入札説明書】 低入札価格調査対象 者となった場合の辞 退について	16	第4	5	(1)				質問	低入札価格調査となった場合、同一要件の技術者を配置予定技術者とは別に1名以上専任では配置することとありますが、追加で配置が不可能な場合、辞退させていただくことは可能でしょうか。	辞退は可能ですが、辞退する旨を記載した届出 をしてください。
14	【入札説明書】 低入札価格調査対象 者となった場合の辞 退について	16	第4	5	(1)				質問	低入札価格調査となった場合、同一要件の技術者を配置予定技術者とは別に1名以上専任では配置することとありますが、追加で配置が不可能となり辞退した場合はその後に入札において不利な扱いは受け ないと考えてよろしいでしょうか。	正式な手続きにより辞退した場合において、不 利益な扱いを受けることはありません。
15	【入札説明書】 維持管理に係る対価 の物価変動による見 直し	16	第4	6	(3)				質問	維持管理に係る対価について、物価変動に伴う見直しの頻度、基準時点、適用する物価指数又は価格資料、対象費目及び改定額の算定方法をご教示ください。また、当該見直しは、物価上昇時及び物価下落時の双方で行われるかご教示ください。	「維持管理業務委託契約書（案）」、「複数年 にわたる業務委託契約におけるスライド条項の 適用について」及びその「手引き」を参照して ください。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【落札者決定基準】	2	1	(1)	ウ	※2				優良表彰実績に感謝状は含まれるでしょうか。	含まないものとします。
2	【落札者決定基準】 配置技術者について	2	1	(1)	ウ				質問	落札者決定基準における「専任する監理技術者及び現場代理人の技術的能力（累計5年間の同種機械工事の実績）」について、評価対象となる実績の範囲（監理技術者、現場代理人、主任技術者、担当技術者、現場担当者等の従事立場、製作期間と現地施工期間で異なる技術者を配置する場合の評価対象者の考え方、実績確認資料として認められる書類の範囲（CORINS、社内経歴書等））をご教示ください。	監理技術者及び現場代理人として、現場施工に従事した期間を評価します。 実績確認資料については、CORINS等の第三者機関が証明する資料を求めます。それら資料が用意できない場合は、経歴書、実務経験証明書等、業務内容と従事期間が確認できる資料を添付し、入札参加者（企業）として相違ないことを記載・押印した資料を提出してください。
3	【落札者決定基準】	2	1	(1)	ウ					加点对象となる実績を持つ技術者の配置は現場従事期間のみでよいのでしょうか。 例)設計・製作期間と現場従事期間とで技術者を変更する場合は、以下の場合でも加点对象となる。 ・設計・製作期間は実績を持たない技術者を配置 ・現場従事期間に実績を持つ技術者を配置	現場従事期間を対象とします。
4	【落札者決定基準】	2	1	(1)	ウ					企業と技術者それぞれについて、実績の対象となる期間はいつからいつまででしょうか。	企業に関しては、設立当初から公告日までとし、技術者については監理技術者、現場代理人となった日から公告日までの実績を確認します。
5	【落札者決定基準】	2	1	(1)	ウ					監理技術者と現場代理人の実績は、監理技術者と現場代理人としてのそれぞれの実績に限るのでしょうか。	それぞれの実績を評価します。
6	【落札者決定基準】	2	1	(1)	ウ					企業と技術者の実績は、それぞれ現場従事期間のみの実績に限るのでしょうか。また、その場合現場従事期間の実績であることをどのように証明するのでしょうか。	企業に関しては、設立当初から公告日までの設計施工の実績を契約書等で確認します。また、技術者については監理技術者、現場代理人となった日から公告日までの現場施工に従事した実績をコリンズ、自社の経歴証明書等で確認します。
7	【落札者決定基準】 選任する業務責任者の実績について	3	1	(1)	ウ			※4	質問	落札者決定基準における業務責任者の実績について、「上水道におけるフロキュレーターまたは汚泥掻寄機の点検保守」と記載がありますが、要求水準書では「沈でん池機器の保守点検業務」の記載があります。フラッシュミキサーや排泥弁の保守点検や修繕を実績に含めることは可能でしょうか。	フロキュレーターまたは汚泥掻寄機に限ります。
8	【落札者決定基準】	3	1	(1)	ウ	※3				「設置工事または更新工事」とありますが、維持管理業務の実績も対象となるでしょうか。	※3については、監理技術者と現場代理人の実績ですので、維持管理業務の実績は対象となりません。
9	【落札者決定基準】	3	1	(1)	ウ	※3				「上下水道における」とありますが、工水は実績に対象に含まれるでしょうか。	対象に含みます。
10	【落札者決定基準】	3	1	(1)	ウ	※4				「点検保守や修繕」とありますが、維持管理業務の実績も対象となるでしょうか。	維持管理業務において、※4に記載した実績があれば、対象となります。
11	【落札者決定基準】 3要求水準基礎審査について	5	3	(1)					質問	「企業団は、技術提案の内容が要求水準を満たしているのか基礎審査を行う。」とありますが基礎審査の審査項目を提示頂く事は可能でしょうか。	基礎審査の審査項目の提示は行いません。
12	【落札者決定基準】 モニタリング体制の提案について	6	5	No. 2					質問	小項目「モニタリング体制の構築」に「設計・工事・維持管理における各業務の品質や水準を担保するセルフモニタリング体制と具体的な方法の提案を評価する。」とあります。セルフモニタリングにおいては要求水準書および技術提案書の内容を確実に履行する体制が重要と考えますが、その他に貴企業団が特に重要視される観点がありましたらご教示ください。 例) PDCAサイクルを活用した継続的な業務改善、貴企業団と事業者間の調整体制 等	技術提案内容に関連するため、回答は差し控えます。
13	【落札者決定基準】 維持管理計画に関する提案について	6	5	No. 7					質問	「企業団が提供する運転管理に関する情報などを活用し…」とありますが、具体的に想定されている情報は日常点検等の保全記録等を指しているという認識でよろしいでしょうか。	日常点検結果のほか、新設設備の運転記録、水量・水質データ等を予定しています。
14	【落札者決定基準】 企業団が提供する運転管理に関する情報について	6	5	No. 7					質問	小項目「修繕計画の最適化」について、「企業団が提供する運転管理に関する情報などを活用し」とありますが、どのような情報をご提供いただける明示していただけますでしょうか。	日常点検結果のほか、新設設備の運転記録、水量・水質データ等を予定しています。
15	【落札者決定基準】 技術提案の内容について	6	5	No.. 4					質問	既設機器の課題解決策として、「企業団の修繕周期より長い周期の提案」とありますが、延命した提案周期の間に軽微な部品交換を実施する小修繕を挟むことは可能でしょうか。	軽微な部品交換を実施する小修繕の内容が不明であるため、技術対話の際に確認してください。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【モニタリング基本 計画書(案)】 モニタリング実施頻 度について	3	第1	8					質問	モニタリングの頻度について、事業者によるセルフ モニタリング回数と企業団の定期モニタリング回数 は違いがあるという認識でよいでしょうか。(セル フモニタリング頻度は事業者提案で、定期モニタリ ングは企業団設定でしょうか。)	ご理解のとおりです。
2	【モニタリング基本 計画書(案)】 施工(工事)モニタリ ング分担表(案)につ いて	10							質問	「業務項目:出来高精算、細目:出来高検査申請書、 内容:工場立会による出来高も含む」と有るのです が、工場立会検査は企業団での工場立会検査を指し ておりますでしょうか。その場合、実施方針の質問 回答書106にある「立会検査は現地での試運転時の 立会検査を予定しております。」とは別に出来高確 認は工場にて立会検査を実施するとの事になるので しょうか。	立会検査は、現地での実施を予定しており、工 場での立会検査は予定しておりません。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【基本協定書 (案)】 契約不適合責任等	2	5条	1 2					質問	対象施設の契約不適合や維持管理業務の成果物が要求水準書の定める基準、水準等を満たすか否かについて、「貴企業団が合理的に判断した場合を含む」と明記されていますが、貴企業団の裁量により契約不適合と判断された場合、乙に不測のリスクが生じますので、「合理的」と判断する一定の基準について明示していただけないでしょうか。	合理的と判断する一定の基準を示すことはできませんが、企業団が一方的に判断するものではなく、双方協議のうえ、決定するもののご理解ください。
2	【基本協定書 (案)】について	2	5条	3					質問	本条項では、対象施設又は成果物が要求水準書の定める基準、水準等を満たしていないと甲が合理的に判断した原因が、不可抗力又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを乙が立証した場合には、第1項及び第2項の規定を適用しない旨が規定されています。 この点について、乙が当該原因を立証した場合には、甲が要求水準未達と判断していたとしても、乙は契約不適合責任及びこれに起因する是正費用負担その他の損害賠償責任を負わないとの理解でよいでしょうか。 また、甲と乙との間で原因の帰責に関する見解が相違する場合において、乙が提出した技術的資料、調査結果、専門家意見等により、第3項に該当することが説明されているにもかかわらず、甲が一方的に要求水準未達として乙に是正措置又は費用負担を求めることは想定されていないとの理解でよいでしょうか。	要求水準未達の判断は、企業団と事業者の双方が協議して決めるものと考えています。 また、基本協定の解釈に疑義が生じた場合においても双方が協議したうえで決めるものとして いることから、企業団が一方的に判断するものではありません。
3	【基本協定書 (案)】について	2	5条	3					質問	第3項に基づく乙の立証がなされた場合の判断手続及び甲が「合理的に判断した」とする場合の判断基準についてご教示ください。	判断手続き、並びに合理的に判断したとする場合の基準を示すことはできませんが、企業団が一方的に判断するものではなく、双方協議のうえ、決定するもののご理解ください。
4	【基本協定書 (案)】 工事の契約不適合に伴う維持管理JVへの 直接賠償	2	5条	2					質問	工事の設計又は施工に係る契約不適合により維持管理JVに損害が生じた場合について、工事JVが維持管理JVに対して直接賠償する損害の範囲及び損害額の確認方法をご教示ください。また、原因又は損害額について両JV間で合意に至らない場合に、企業団が確認又は協議に関与することを予定しているかご教示ください。	工事JVと維持管理JV間の直接賠償について、損害の範囲や損害額の確認等も含め、企業団が関与する予定はありません。
5	【基本協定書 (案)】 契約不適合責任等	4	8条	4					質問	貴企業団は、解除事由を問わず、工事請負契約又は維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合には、直ちに他方の契約を解除できる旨が規定されています。貴企業団の都合や不可抗力による解除など、乙に何ら帰責事由が無い場合であっても、他方の契約から一方的に契約を解除されてしまうことにより乙に不測のリスクが生じますので、解除事由については乙に帰責事由がある場合に限定していただけないでしょうか。	基本協定書第8条については、企業団の都合により一方的に解除できるものではありません。
6	【基本協定書 (案)】 解除時の違約金有無	4	8条	5					質問	本条第5項に基づき貴市の承諾を得たうえで代替となる企業を選定した場合でも、構成企業が解除されたことに関して、工事請負契約または維持管理業務委託契約に基づく違約金の支払は必要でしょうか。	解除事由、解除による影響等を確認したうえで判断します。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
7	【基本協定書 (案)】 秘密情報の考え方について	5	11条	1					質問	第11条における「秘密情報」の対象範囲についてご教示ください。 本条の秘密情報は、企業団が秘密である旨を明示して開示した情報に限られるのでしょうか。それとも、秘密指定の有無にかかわらず、企業団が秘密と判断する情報は全て秘密情報に該当するのでしょうか。	現段階では、明確な範囲を示すことは困難ですので、契約後の協議により秘密情報に当たるかどうかの判断をします。
8	【基本協定書 (案)】について	5	14条						質問	企業団と事業者との協議が整わず、リスク帰属又は費用負担に関する紛争が生じた場合、事業者が相談又は利用可能な公的機関、紛争解決機関、第三者委員会、ADR（裁判外紛争解決手続）等が想定されている場合には、その制度又は窓口についてご教示ください。	実施方針において、基本協定等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定めております。また、建設工事請負契約書においては双方協議にて解決しない場合は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会のあっせん、調停により解決を図るものとしており、維持管理業務委託契約書においては、双方協議により解決を図るものとしております。本事業において、上記以外の紛争解決手順を想定しておりません。
9	【基本協定書 (案)】について	5	14条						質問	本条は、維持管理業務委託契約書、要求水準書等にも適用されるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【建設工事請負契約書（案）】 請負金額の変更等	5	25条 26条						質問	国土交通省の中央建設業審議会が公表している「公共工事標準請負契約約款」で規定されている、第1項、第3項及び第7項の協議について請負人からの意見の趣旨を出来る限り勘案し十分な協議を行うよう留意すると共に、協議不成立等を理由とする不利益取扱禁止に関する条項が本契約では記載されていませんが、本契約においても当該規定が考慮されると理解して宜しいでしょうか。	現段階では、建設工事請負契約書のとおりとなります。
2	【建設工事請負契約書（案）】 賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更について	6	26条	2					質問	第26条第2項の全体スライドでは「1,000分の15を超える額」と規定されていますが、第5項の単品スライド条項及び第6項のインフレスライド条項については、受注者負担割合に関する規定が見当たりません。単品スライド条項及びインフレスライド条項における受注者負担については、国土交通省標準工事請負契約約款及び関連運用基準に準拠し、受注者負担割合を1,000分の10として運用するとの理解でよろしいでしょうか。また、異なる考え方を採用している場合は、その算定方法をご教示ください。	単品スライド条項及びインフレスライド条項については、ご理解のとおりです。なお、当企業団HPの 入札情報>入札・契約制度内に運用マニュアルがございますのでご確認ください。
3	【建設工事請負契約書（案）】 賃金又は物価変動に伴う請負金額の変更方法	6	26条	3 5 6					質問	建設工事請負契約書（案）第26条第3項、第5項及び第6項に基づく請負金額の変更について、それぞれの変更額の算定に使用する物価指数又は価格資料、基準時点、対象費目及び算定方法をご教示ください。	事業者が採用する材料等を対象として協議によって決定するため、現状でお示しできるものはありません。ただし、基準日については公告日としています。
4	【建設工事請負契約書（案）】 適用対象	12	第52条の 2	1					質問及び意見	本条第1項の適用対象は、本事業又は本入札に関連して行われた行為に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。仮に本事業と無関係な他案件における独占禁止法違反等も対象となる場合、第2項との関係で、本事業終了後に新たに発生した行為についても都度請求権が発生し得ることとなり、事業者は実質的に期間の定めのない賠償リスクを負うこととなります。このため、本条の適用対象となる行為の範囲をご確認させていただきたい。	「この契約に関して」と記載のあるとおり、本契約を含む本事業の入札行為に関して定められた条文となります。
5	【建設工事請負契約書(案)】 著作権の譲渡等	14	65条	2 3					質問	設計成果物の内容を請負人の承諾なく自由に貴企業団が公表できる旨、設計成果物が著作物に該当しない場合には、請負人の承諾なく自由に改変出来る旨が記載されております。（業務委託契約書9条にも同様の記載。） しかし、設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱第16条には、「入札参加者から提出された技術資料等の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、企業団は、技術提案などを外部に公表する場合及び入札参加者の承諾を得た場合は、技術資料を無償で使用する事が出来る」との記載があります。 そのため、請負契約について修正いただけますと幸いです。	請負契約では、本事業の成果物に対して定めるものであり、入札実施要項は入札参加者が提出する技術資料（技術提案書等）に対する記述であり、対象が異なります。そのため、工事請負契約の修正は考えておりません。
6	【建設工事請負契約書(案)】 違約金及び賠償金の定めに関する特則	15	77条						質問	違約金又は賠償金は、損害賠償額の予定ではない旨が規定されています（業務委託契約書第62条も同様）。 国土交通省の中央建設業審議会が公表している「公共工事標準請負契約約款」では、違約金（賠償金）は損害賠償額の予定や賠償額の限度として扱われていることと比較すると、請負人は過大な損害賠償責任を負うこととなりますので、本条の特則については見直しをしていただけないでしょうか。	見直しは考えておりません。原文のとおりとします。
7	【建設工事請負契約書（案）】 技術提案等の履行確認について	15	80条						質問	第80条に規定する「標準案によるものとされた項目」とは、何を指しているのかご教示下さい。	本事業の「要求水準書」に基づき、事業者が独自の技術提案を行わず、企業団があらかじめ設定した標準案に従って実施することとした項目を指します。
8	【建設工事請負契約書（案）】 プロフィットシェア	16	81条						質問	請負人の創意工夫等による改善提案により、コスト削減に至った場合、貴企業団の判断により請負代金を減額することが可能となっています。（業務委託契約書65条も同様）コスト削減分が全て請負代金の減額とならないよう、請負人の貢献分（利益）について協議の場を設けていただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	【建設工事請負契約書（案）】 リスク分担表：不可抗力について	17	別添 1	No. 4 3					質問	不可抗力について生じた損害の一部について事業者も負担する旨が規定されていますが、当該負担については、工事請負契約書第30条の規定に基づく負担と理解して宜しいでしょうか。（業務委託契約も同様と理解しています）	ご理解のとおりです。
10	【建設工事請負契約書(案)】 別添 1 リスク分担表	18	別添 1	No. 4 5					質問	「環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の対策に関するもの」について、要求水準書や閲覧資料等では具体的な明示がされていないと理解しております。このため、環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の調査費は提案事業者が提案価格に見込んで受注後に実施するものとし、アスベスト調査等の結果から対策が必要となった場合、その対策費は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。（入札上限価格に調査費が考慮されており、必要な調査期間が工期に見込まれているという前提です）	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
11	【建設工事請負契約書(案)】 別添1 リスク分担表	18	別添 1	No. 4 6					質問	「埋蔵文化財の存在に関するもの」について、本事業は、既設土木構造物上に設置されている機械設備を更新するという工事内容ですが、埋蔵文化財の存在がリスクとなるケースは具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。また、埋蔵文化財の存在に関する資料は明示されていないと理解しておりますが、万が一機械設備更新工事において埋蔵文化財の存在によって工事の停止が必要となった場合、工期延期は認められるという理解で宜しいでしょうか。	本事業はご指摘の通り既設土木構造物上の設備更新が主たる工事内容ですが、以下のようなケースにおいて埋蔵文化財の調査や保護措置が必要となる可能性を想定し、項目を設けています。 ・屋外配管、配線の埋設工事 ・工事用クレーンの基礎設置や、重機車両の走行路確保のための地盤改良・掘削が必要となる場合 なお、埋蔵文化財の存在により工事の停止が必要となった場合の工期延期については、ご理解の通りです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【維持管理業務委託 契約書（案）】 業務の方法等	1	7条	2					質問	受注者の従業員の行為は全て受注者の責任となっていますが、貴企業団の指示に従った場合等まで責任を負うとすると過大な責任となりますので、受注者に帰責事由がない場合は、責任を免除していただけないでしょうか。	受注者の帰責事由の有無については、双方協議により決定します。
2	【維持管理業務委託 契約書（案）】につ いて	1	7条	2					質問	「乙の従業員が甲の建物内において行う業務上の行為は、すべて乙の責任とする。」とありますが、当該行為が専ら甲又は甲の指定する職員の指示に基づくものであった場合は、乙の責任には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	受注者の帰責事由の有無については、双方協議により決定します。
3	【維持管理業務委託 契約書（案）】につ いて	2	14条	2					質問	貸与品等の引渡しと同時に、貴市の受領書又は借用書の様式をご提供いただくことは可能でしょうか。	貸与品等の引渡し時に提供します。
4	【維持管理業務委託 契約書（案）】 甲の請求による履行 期間の延長	3	21条	1 2					質問	貴企業団は、特別の理由によって履行期間の短縮および受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間の変更を求めることができる旨が規定されていますが、その特別の理由について想定事由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現状で想定する事由はありません。
5	【維持管理業務委託 契約書（案）】につ いて	3	21条	1					質問	「特別の理由により」とありますが、具体的にどのような理由を想定しているのでしょうか。	現時点で特別な理由の想定はありません。
6	【維持管理業務委託 契約書（案）】につ いて	4	25条						質問	甲乙双方の責によらない事由によって生じた損害については、甲乙で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。 またその際は、その損害の発生が不可抗力又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを乙が立証した場合には、損害賠償の責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	【維持管理業務委託 契約書（案）】につ いて	4	26条	1					質問	甲乙双方の責によらない事由によって第三者に及ぼした損害については、甲乙で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。 またその際は、その損害の発生が不可抗力又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを乙が立証した場合には、損害賠償の責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	双方の協議により決定します。
8	【維持管理業務委託 契約書（案）】 業務委託料の変更に 代える設計図書の変 更	4	27条	1					質問	貴企業団は、特別の理由によって業務委託料又は負担すべき費用に代えて設計図書を変更することが出来る旨が規定されていますが、その特別の理由について想定事由がありましたらご教示いただけないでしょうか。	現時点において具体的な想定は有りませんが、インフレや経済情勢の急変により特定のコストが著しく上昇した際、増額で対応するのではなく、業務の効率化や範囲の縮小等（設計図書の変更）を行うことで、支出を適正な範囲に留める必要がある場合等を想定しています。
9	【維持管理業務委託 契約書（案）】 行為の範囲	7	第41 の2	1					質問及 び意見	本条第1項の適用対象は、本事業又は本入札に関連して行われた行為に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。仮に本事業と無関係な他案件における独占禁止法違反等についても対象となる場合、第2項との関係で、本事業終了後に新たに発生した行為についても都度賠償請求権が発生し得ることとなり、事業者は実質的に期間の定めのない賠償リスクを負うこととなります。本条の適用対象となる行為の範囲についてご教示ください。	「この契約に関して」と記載のあるとおり、本契約を含む本事業の入札行為に関して定められた条文となります。
10	【維持管理業務委託 契約書（案）】 特約条項の総則	9	48条	7 8					質問	違約金及び賠償金における算定基礎が「履行期間全体における維持管理に係る対価の10分の1」と読み替えられていますが、本件事業の維持管理期間が20年と長期間となるため極めて多額の違約金、賠償金となります。既に受注者が受領した維持管理の対価（サービス対価A及びB）の10分の1と限定していただけないでしょうか。	見直しは考えておりません。 原文のとおりとします。
11	【維持管理業務委託 契約書（案）】につ いて	11	62条						質問	甲は乙に対して当該超過分の損害の賠償を請求することを妨げるものではないとありますが、賠償の請求に当たっては事前にその内容等について甲乙で協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	【維持管理業務委託 契約書（案）】 プロフィットシェア の考え方について	11	65条	1					質問	第65条は「プロフィットシェア」とされていますが、現行の記載からは、乙の改善提案により費用低減が見込まれる場合、その低減額が業務委託料の減額に反映される仕組みと読み取れます。 乙による改善提案を継続的に促進する観点から、ウォーターPPPにおける考え方も踏まえ、業務委託料の減額は行わず、改善提案による費用削減効果について乙への一定の配分を行うことは可能でしょうか。	受注者側の貢献分等を協議したうえで決定します。
13	【維持管理業務委託 契約書（案）】 サービス対価の算定 方法及び支払時期	12	別添 1	2	(3)				質問	入札額には計画外修繕の金額は含まないと理解してよろしいでしょうか。 また、計画外修繕業務の発生事由について受注者に帰責事由がない場合は、貴企業団がその責任を負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
14	【維持管理業務委託契約書(案)】 サービス対価について	12	別添 1						質問	維持管理に関わる対価の支払いについて維持管理業務委託契約書(案) 別添1にサービス対価の構成・サービス対価の算定方法及び支払時期を示して頂いております。この中で、サービス対価A, B, Dに関しては、提出資料様式Ⅳ-7-3-③-補足資料にて維持管理事業費として記載する業務として示して頂いておりますが、サービス対価C計画外修繕業務については、示されておりません。サービス対価Cについては、本事業の維持管理事業費の予算外とし、別途見積のうえ民間事業者を支払われる対価と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	【維持管理業務委託契約書(案)】 変更額の算定方法について	13	別添 1	3	(2)				質問	賃金又は物価の変動に伴う業務委託料の変更について、「甲と乙が協議の上で決定する」とされていますが、変更金額の算出は、変更協議時点の国土交通省が公表する公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価、建設物価に関する指数等を用いるとの理解でよいでしょうか。 国土交通省公表の単価以外を使用することを想定している場合は、適用する指数の名称、公表機関、基準時点並びに算定方法についてご教示ください。	使用する指数、算定方法等は、双方の協議で決定します。 また、基準日については、公告日となります。「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」とその「手引き」を参照してください。
16	【維持管理業務委託契約書(案)】 変更額の算定方法について	13	別添 1	4	(1)				質問	本条における「当該費目のサービス対価」及び「当該費目のサービス対価の変更額」の算定対象・算定方法をご教示ください。 賃金又は物価の変動に伴う変更額の算定に当たっては、直接人件費、直接経費又は材料費等の実費相当額のみを対象とするのか、又は当該費目に関連する技術経費、間接経費、一般管理費、利益その他の契約金額の構成要素を含む金額を基礎として算定するのか、ご教示ください。	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」及びその「手引き」を参照してください。
17	【維持管理業務委託契約書(案)】 物価変動におけるサービス対価の変更について	13	別添 1	3	(2)				質問	物価変動の改定率の算定として用いる指数は、甲と乙が協議の上で決定すると示して頂いておりますが、保守点検業務・修繕業務・清掃業務において現段階で想定される指数（物価指標）の想定があればご教授願います。	双方の協議により決定するため、現段階で想定している指数はありません。
18	【維持管理業務委託契約書(案)】 是正レベルについて	14	別添 2	3	(1)	ア			質問	是正レベル1として、「要求水準を上回るが、提案内容の水準を達成できない場合」と規定されていますが、提案書には、性能値、点検頻度、対応時間等の定量的な提案事項に加え、業務方針、取組姿勢、工夫・改善策、連携体制等の定性的な提案事項も含まれると考えます。 定性的な提案事項について、提案内容の水準を達成しているか否かを判断する具体的な基準、確認方法があればご教示ください。	要求水準又は提案内容の未達内容をモニタリングにおいて、状況を確認し、双方協議したうえで、是正が必要であるかを判断します。 そのため、現段階で具体的な基準はありません。
19	【維持管理委託契約書(案)】 「リスク分担表」(別添2) 負担者 について	14	別添 2	3	(1)	ア			質問	是正レベル4の各是正レベルに該当する事象として「コンプライアンス違反（法令違反、虚偽報告等）」とありますが、これは相模原浄水場が停止となる事象が発生した場合におけるコンプライアンス違反との認識でよろしいでしょうか？	相模原浄水場が停止となる事象の有無にかかわらず、コンプライアンス違反があった場合はペナルティーを課すものです。
20	【維持管理業務委託契約書(案)】 別添2 違約金の請求（重畳の有無）	14	別添 2	3	(1)				質問	提案内容未達の場合、本項に基づく違約金の請求は設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱の第16条第4項の定める違約金の請求とそれぞれ重畳して課されるのでしょうか。それともいずれかのみ課されるのでしょうか。	設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱の第17条第4項は、設計・施工に関する内容と理解してください。 維持管理業務に関しては、同委託契約書（案）別紙2に示す方法で違約金を請求します。
21	【維持管理業務委託契約書(案)】 別添2 要求水準又は提案内容未達の場合の措置	14	別添 2	3	(1)				質問	3. 違約金の請求について、要求水準等の未達時におけるサービス対価の減額に関する記載がございますが、一方で【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】6頁の17条2項及び4項にも、違約金に関する記載があり重複していますが、【維持管理業務委託契約書(案)】51条より、サービス対価については、【維持管理業務委託契約書(案)】が優先して適用され、【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】6頁の17条2項及び4項については、設計・施工に限定した記載であるものとの理解でよろしいでしょうか。	設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要領の第17条2項及び4項は設計・施工に関する内容との理解で差し支えありません。
22	【維持管理業務委託契約書(案)】 別添2 ボーナスポイントについて	15	別添 2	4					質問	「企業団の事業に多大な貢献をした場合」とありますが、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	現段階で想定できる内容はないため、事業開始後のモニタリングにおいて確認します。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
23	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 業務 想定外業務 について	16	別添 3	No. 2 4	※2				質問	※2にて、事業者（乙）の善管注意義務違反や業務不履行等によるものとありますが、「等」にあたるものとして具体的に想定されている事象をご教示ください。	第三者による加害行為が、事業者の安全管理不足や予見可能性の検討不足によって発生した場合などを想定しています。
24	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 労務 ハラスメント 行為について	16	別添 3	No. 3 0					質問	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下は、事業者（乙）負担となっています。企業団（甲）から契約範囲外の要求が行われた場合等、事業者の対応不備とはいえない場合には、逆に、事業者（甲）負担ということでしょうか。	事業者の対応不備ではない場合は、事業者（乙）の負担とはならないものと考えます。
25	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 資金 物価変動 について	16	別添 3	No. 3 4	※3				質問	※3にて、「一定の割合を超える費用負担は企業団（甲）、それ以外は事業者（乙）が負担とし、その割合は本事業に係る工事請負契約書及びこの契約において定める」とありますが、乙が赤字になったとしても、一定の割合を超えなければ、営利社団法人である乙の負担となるのでしょうか。	インフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減については、国土交通省の指針を参考に策定した企業団のガイドラインに基づくものとしています。
26	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」不 可抗力について	16	別添 3	No. 4 3	※5				質問	被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部について事業者負担とありますが、どの程度の負担を想定されておりますでしょうか。	維持管理業務契約書第58条不可抗力による損害をご確認ください。
27	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 負担者 について	16	別添 3		※1				質問	※1にて、「リスク分担にない事象については企業団（甲）と事業者（乙）間で協議の上、対応方法を決定する」「リスク分担が定められた事象についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする」との記載がありますが、本規定は、企業団と事業者が対等な立場で協議することを予定した規定であり、事業者が根拠を提示している場合には、企業団が一方的にリスク帰属又は費用負担を決定する趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添3） 施設 施設の損傷 について	17	別添 3	53	※9				質問	※9にて、事業者（乙）の善管注意義務違反や業務不履行等によるものとありますが、「等」にあたるものとして具体的に想定されている事象をご教示ください。	第三者による加害行為が、事業者の安全管理不足や予見可能性の検討不足によって発生した場合などを想定しています。
29	【維持管理業務委託 契約書（案）】 「リスク分担表」 （別添4） 負担者 について	17	別添 3		※6				質問	※6にて、「リスク分担にない事象については企業団（甲）と事業者（乙）間で協議の上、対応方法を決定する」「リスク分担が定められた事象についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする」との記載がありますが、本規定は、企業団と事業者が対等な立場で協議することを予定した規定であり、事業者が根拠を提示している場合には、企業団が一方的にリスク帰属又は費用負担を決定する趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	【維持管理業務委託 契約書（案）】 是正レベルについて	14	別添 2	3	(1)	ア			質問	レベル3に規定される「綾瀬浄水場沈でん池設備が停止となる事象」について、対象となる停止事象の具体例をご教示ください。	維持管理上予定される停止を除き、事業者の責によって相模原浄水場沈でん池設備が停止した場合及び停止を余儀なくされた場合等を想定しています。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【設計・施工・維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱】 低入札価格調査を行う基準となる価格について	3	第9	1					質問	「本事業における低入札価格調査を行う基準となる価格は、予定価格に10分の7.5から10分の8.0の範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た値とする。」とありますが、値の算出方法を開示いただけますでしょうか。抽選もしくは算出式によるものかだけでも構いませんので、回答いただけますでしょうか。	開示する予定はありません。
2	【設計・施工・維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱】 低入札価格調査を行う基準となる価格について	3	第9	1					質問	本事業における失格基準価格の算出方法を教えてください。 低入札価格調査制度取扱要領 4条（2）に記載の「予定価格に100分の65を乗じて得た額に100分の99から100分の100の範囲内で予定価格の決定者が抽選により決定した数を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする」が適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】解除の区分	6	17条	3					質問	本第3項に定める「受注者が契約解除を申し出た場合も同様とする」というのは工事請負契約書第48条及び第49条並びに維持管理業務委託契約書第36条及び第37条に基づき事業者が行う解除は対象ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者からの一方的な都合により契約を解除する場合は、指名停止等措置要領の別表2不正又は不誠実な行為とみなします。
2	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】技術提案等が達成されなかったときの対応などについて	6	17条	4					質問	第17条2項について、技術提案が達成されなかった場合は、記載の通りまずは改善指示があり、それでも達成できなかった場合に契約解除を行使する場合がありますという理解で宜しいでしょうか。 また、この技術提案未達によって契約解除権が行使された場合に、4項記載のの違約金（技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額分）を支払う必要があるという理解で宜しいでしょうか。 なお、請負金額の10分の1に相当する違約金については、工事請負契約第52条第2項に記載の違約金を指しているという理解で宜しいでしょうか。	第1段落目の質問についてはご理解のとおりです。 違約金については、技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額分のほか、請負金額の10分の1に相当する違約金を支払うこととなります。 工事請負契約書第52条とは別になります。
3	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】違約金の計算について	6	17条	4					質問	第17条第4項の違約金算定において、「評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算」とありますが、価格評価点が上限値（20点）を超える場合の取扱いをご教示ください。 例えば、落札時の評価値が85点（技術評価点70点、価格評価点15点）であった者について、技術提案未達により技術評価点が60点となった場合、落札時と同一の評価値（85点）を実現するためには価格評価点25点相当が必要となります。 このような場合、 ①価格評価式をそのまま用いて再計算するのか ②価格評価点の上限20点を前提とするのか ③その他の算定方法によるのか ご教示いただけますと幸いです。	詳細については、「総合評価方式ガイドライン」を参照してください。
4	【設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱】違約金の計算について	6	17条	4					質問	第17条第4項に定める違約金について、技術提案未達時に再算定される価格と入札価格との差額を違約金算定の基礎とする規定が設けられていますが、同一の技術提案未達であっても、応札価格が高い事業者ほど違約金額が大きくなる一方、最低価格付近で応札した事業者は違約金額が小さくなる結果となるものと理解しております。 このため、技術提案未達の程度と違約金額が必ずしも比例しないように見受けられますが、このような理解でよろしいでしょうか。 また、上記理解のとおりである場合、同一の技術提案未達であっても応札価格によって違約金額に大きな差が生じることから、違約金額の算定方法について見直しをご検討いただけないでしょうか。	技術提案の未達は、様々な状況が考えられるため、必ずしも未達の程度と違約金額は比例するものではないと考えていますが、現段階において違約金額の算定方法に関する見直しは考えておりません。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	2	第2	1					質問	表2. 入札書及び技術提案書等の様式Ⅳ－7－1－①基本方針に関する提案について、備考欄に「A4×2枚」と記載がある一方で、31頁目には「※この様式はA3判2枚で作成してください。」との注釈があります。A4×2枚が正との理解でよろしいでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
2	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	2	第2	1					質問	表2. 入札書及び技術提案書等の様式Ⅴ－2 要求水準適合チェックシートについて、特に本資料内では様式は特に指定されていないことから、A3またはA4、Microsoft WordまたはMicrosoft Excel等（Excelでの作成を想定しています）、任意との理解で宜しいでしょうか。	要求水準チェックシートは不要であるため、様式集を修正します。
3	【提案書類作成要領 及び様式集】 枚数の規定について	2	第2	1					質問	表2において、様式Ⅳ-7-1-①の枚数はA4×2枚とされていますが、P31の様式には「A3判2枚で作成」とあります。どちらが正と考えれば良いのでしょうか	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
4	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式の余白について	3	第2	3	(イ)				質問	様式Ⅳ－7－1～4の技術提案書の様式について、「様式枠内の説明文等は削除して作成すること。ただし、図表等は様式枠内に記載すること。」と記載されていますが、説明文削除後、様式の枠や余白を変更しても差し支えないでしょうか。 また、説明文等は削除しても、◎「 社」（「 」は枠を表現）の部分は残しておくという理解でよろしいでしょうか。	説明文削除後、様式の枠や余白を変更しても差し支えありません。 ◎、*太枠内に記述、（文字サイズ11p t）は削除しても構いません。
5	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(キ)				質問	「綴じ方は、A4ファイル左側綴じ」とありますが、ファイルの表紙には何も記載しなくてよいでしょうか。記載すべき事項があればお示しください。	表紙の記載は任意ですが、ファイルの内容が分かるタイトル等を記載いただくと助かります。
6	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(ケ)				質問	「全てのページに通し（枝番可）のページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。」とありますが、すべてのページとは様式Ⅲ～Ⅴのすべてで、表紙や中表紙・目次も含んでということでしょうか。	全てのページとは、様式Ⅳ-6から様式Ⅴまでを指し、表紙、中表紙、目次を含みます。 応募者名が分かることを避けるため、正本、副本ともに様式Ⅳ-1からⅣ-5、様式Ⅳ-6から様式Ⅴをそれぞれ一つのファイルとして提出してください。
7	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(ケ)				質問	「表紙の次に目次を添付すること。」とありますが、「表紙」とは、「様式Ⅳ－1 技術提案資料（表紙）」のみを指すと考えてよいでしょうか。	技術提案として提出いただくファイルの表紙を指します。
8	【提出書類作成要領 及び様式集】 提案書類のインデックスについて	3	第2	3	(コ)				質問	「インデックスシールを貼付すること」と記載されていますが、インデックスシールの代わりに、インデックスシート（耳付き用紙）を挿入する方法でも差し支えないでしょうか。 また、「評価項目ごとにインデックスシールを貼付すること」と記載されていますが、インデックスの区分は大項目（例：「事業全体に関する項目」「設計施工業務に関する項目」等）ごとに設定するとの理解でよろしいでしょうか。	インデックスシートの挿入で問題ありません。 区分につきましてはご理解のとおりです。
9	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(コ)				質問	「側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け」とありますが、シールでなく差し込み式のインデックスシートでもよいでしょうか。	差し支えありません。
10	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(コ)				質問	「側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け」とありますが、「評価項目ごと」とあるので、様式Ⅳや技術提案概要書、様式Ⅴの最初のページにはインデックスはつけなくてよいでしょうか。もしくは任意でつけてよいでしょうか。	任意とします。
11	【提出書類作成要領 及び様式集】 正本・副本企業名記載について	3	第2	3	(サ)				質問	「副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとすること。」との記載がありますが、正本のみに企業名対応表を添付し、その他のページについては副本と同一の内容（企業名を記載しない）として提出しても差し支えないでしょうか。	副本のみ、応募者名や構成企業名が特定されないようアルファベット標記や黒塗りの対応としてください。 正本については、応募者名や構成企業名を記載してください。
12	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(サ)				質問	「副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換える」とありますが、応募者名や構成企業名でない企業や団体の名称は記載してよいでしょうか。	企業や団体の名称の記載も避けてください。
13	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(サ)				質問	「副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換える」とありますが、正本も同じように作成し、正本については企業名とアルファベットの対応表をつけるという方式で作成してよいでしょうか。	差し支えありません。
14	【提案書類作成要領 及び様式集】	3	第2	3	(サ)				質問	「副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換える」とありますが、応募者や構成企業の実績である案件名等については記載してよいでしょうか。	案件名から応募者名や構成企業名が類推できる可能性があるため、案件名についても記載を避けてください。
15	【提案書類作成要領 及び様式集】	4	第2	4	(イ)				質問	「作成した提出書類と同じ内容を保存したCD-RまたはDVD-Rを1部提出」とありますが、（ウ）では「フォルダ構成は、「技術提案書」と「技術提案書添付資料」分けて作成」とあり、（エ）では「提出するデータは書面で提出する「技術提案書」及び「技術提案書添付資料」と同様の構成とすること」とあります。様式Ⅲのデータは、どのように入れたらよいのでしょうか。	様式Ⅲについても「提出書類様式」としてフォルダを分けて提出してください。
16	【提案書類作成要領 及び様式集】	4	第2	4	(イ)				質問	「作成した提出書類と同じ内容を保存したCD-RまたはDVD-Rを1部提出」とありますが、正本、副本、どちらのデータを入れたらよろしいでしょうか。	正本1部、副本1部を提出してください。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
17	【提案書類作成要領 及び様式集】	4	第2	4	(カ)				質問	「作成した技術提案書等は箱に入れて」とありますが、どのような「箱」でしょうか。	作成した書類外観が目視にて第3者が直接確認することができない箱をご用意ください。
18	【提出書類作成要領 及び様式集】 「技術提案書の提出 様式」の表紙の番号 について	21							質問	「Ⅱ技術提案書の提出様式」と記載されていますが、 「Ⅲ技術提案書の提出様式」の誤記であると理解して宜しいでしょうか。	「Ⅲ技術提案書の提出様式」の誤りです。様式集を修正します。
19	【提出書類作成要領 及び様式集】 「提案書類提出一覧 表」の表内の文言に ついて	22							質問	表中の様式Ⅳ-7-2 のグレー帯項目に 「技術提案書（設計・工事に関する事項）」と記載されていますが、頁34/35では、 「技術提案書（設計施工業務に関する事項）」と記載されています。どちらを正とすべきでしょうか。	「技術提案書（設計・工事に関する事項）」の誤りです。様式集を修正します。
20	【提案書類作成要領 及び様式集】 提案書の形式につい て	31	様式						質問	技術提案書の様式の冒頭部分に、 グループ名、～社、◎の枠内は記載しないでください、といった文言が入っていますが、この部分は提案書の各様式の1枚目のみに記入し、2枚目以降は削除して良いという理解で良いでしょうか	1枚目についても「◎の枠内は・・・」及び「※太枠内に記述」の文章は削除して問題ありません。
21	【提出書類作成要領 及び様式集】 「様式Ⅳ－7－1－ ①」の様式サイズに ついて	31							質問	最下段に「※この様式はA3判2枚で作成してください。」と記載されていますが、頁2の表2：「入札書及び技術提案書等」では「A4×2枚」と記載されています。どちらを正とすべきでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
22	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	31							質問	様式Ⅳ-7-1～4の技術提案書について、用紙の体裁を同じにすることを前提として、様式、グループ名、社名（◎の枠）は元の書式を維持し、「◎の枠内は、記入しないでください」「※太枠内に記述」「（文字サイズ11pt）」などの注意書きを削除して、太枠を拡大・余白を任意に設定することは可能でしょうか。	差し支えありません。
23	【提出書類作成要領 及び様式集】 提出書類の様式	31							質問	様式Ⅳ-7-1～4の技術提案書について、A4×2枚をA3とする場合は、左上に様式、グループ名、社名（◎の枠）は元の書式を維持して、その他太枠を任意で設定して作成してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
24	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式Ⅳ－7－1－① の枚数	31							質問	「A3判2枚で作成してください」とありますが、P2の「表2 入札書及び技術提案書等」によると「A4×2枚」とあります。どちらが正しいでしょうか。	「A4×2枚」が正です。様式集を修正します。
25	【提出書類作成要領 及び様式集】 様式Ⅳ-7-4について	41							質問	様式Ⅳ-7-4で「上記に示す提案項目以外の内容」とありますが、他様式に記載した提案内容と同じ内容の場合は、評価されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
1	【要求水準書】 調査について	5	第1	3	(4)	エ			質問	各種調査が施工（工事）区分に入っています。想定される施工に必要な事前調査に該当する項目を明示していただくことは可能でしょうか。例えば、施設内の現地目視調査は入らない。ポーリングや測量など何か作業を伴う調査は入る等。 その場合、当該期間中も工事監理技術者の配置と常駐対応が必要となる認識でしょうか。	企業団で想定している調査はないため、事業者が設計及び工事において必要と考える調査を見込んでください。 調査期間中も監理技術者の配置は必要ですが、常駐は求めません。
2	【要求水準書】 事業スケジュールについて	5	第1	3	(4)	ウ			質問	「※なお、設計・施工期間を短縮する提案があった場合であっても、事業期間及び維持管理期間は上記期間から変更しないものとする。」とありますが、短縮する場合は施工完了後に現状の維持管理者へ運転説明・指導等を行って引き渡しとの理解でよろしいでしょうか。	施工完了後、企業団への運転説明・指導等を求めます。
3	【要求水準書】 別途発注工事の遅延等に伴う工期及び請負金額の変更	11	第17	6	(3)				質問	別途発注予定の「相模原浄水場監視制御設備改良工事」の工程遅延、施工内容の変更又は本事業との取合い条件の変更により、受注者に帰責性のない事由によって本事業に工程延長又は追加費用が生じた場合、工期及び請負金額の変更対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、費用については企業団と事業者の協議により決定します。
4	【要求水準書】 統括責任者	18	第2	1	(2)				質問	プロジェクトマネージャーとして業務を実施した経験とは、「1件の契約内で設計及び施工期間に従事し、設計の思想等を施工部署に伝えるなど各事業の調整を担った経験」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。 プロジェクトマネージャーの該当可否の確認が必要であれば、技術対話の際に確認してください。
5	【要求水準書】 排泥弁の現状課題	18	第2	1	(1)	ウ	(オ)		質問	「原水高濁度時に排泥弁の不具合などにより、排泥待ちの状態が発生することがある。」について、具体的にはどのような不具合でしょうか。 「また、排泥ピット内で排泥の流路が形成され、適切に排泥できていない。」の要因は、排泥弁の不具合によるものでしょうか。 また、現在この課題に対してどのように対処しているのかご教示をお願いします。	排泥弁の開閉動作不良や配管からのエア漏れ等により、予定していた排泥が完了せず、待機する次弁の排泥工程へ移行できない「排泥待ち」が生じることがあります。 排泥ピット内の流路の形成については、現段階で要因は不明です。 排泥待ちの状態が発生した際には、管理室のオペレーターによる操作等により対応しています。
6	【要求水準書】 統括責任者	18	第2	1	(2)				質問	プロジェクトマネージャーの実績は、発注者又はアドバイザー等の発注者支援における実績も対象となりますか。	設計・工事業務における実績を対象とします。
7	【要求水準書】 沈でん池機器更新時の池内清掃について	20	第2	3	(1)	サ			質問	「沈でん池機器の更新は、施工による池の運用停止時に別紙8に示す池内清掃を行い、沈でん池機器を更新すること」と記載がありますが、この清掃業務は維持管理業務ではなく、建設工事で実施するという理解でよろしいでしょうか。	施工時の池内清掃費用は、維持管理業務としての実施は想定していません。 費用についても工事施工費内に含まれる考えです。
8	【要求水準書】 性能等に関する要求水準	20	第2	3	(3)	ア	(7)		質問	「処理能力は604,000m3/日を有する機器を選定すること」とありますが、この能力があることは容量計算書と機器仕様で明示すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 攪拌強度や掻き寄せ能力が分かる資料を提案ください。
9	【要求水準書】 電気設備および配線工事等に関する条件	22	第2	3	(3)	エ	(7)		質問	ケーブル布設にあたり、貫通部（1階から2階等）の電線管は腐食等の問題がなければ流用でよろしいでしょうか。	流用で問題ありません。
10	【要求水準書】 汚泥掻寄機に関する条件	22		3	(3)	ウ	(エ)		質問	「発生しうるスラッジに対して～掻寄能力を有すること」とありますが、原水濁度2000度の場合、沈殿池への汚泥貯留などでの対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	沈でん池への汚泥滞留は不可とします。 原水濁度2,000度の時間等を閲覧資料から受注者が考え、安定した浄水処理が継続できる機器を選定してください。
11	【要求水準書】 汚泥掻寄機に関する条件	22		3	(3)	ウ	(シ)		質問	「端部に汚泥が堆積」とありますが、端部とはどの部分を指すのでしょうか。図面等で指示をお願いいたします。	技術対話の際に確認してください。
12	【要求水準書】 ケーブルの離線について	23	第2	3	(3)	エ	(4)		質問	電源盤等のケーブル離線は既設電気メーカの立会いの下で実施し、その立会費用等も見込むと考えてよろしいでしょうか。	ケーブル離線作業は事業者が行い、離線時の立会いは、企業団が別途工事で既設電気設備メーカーへ依頼します。
13	【要求水準書】 ケーブルの離線について	23	第2	3	(3)	エ	(4)		質問	ケーブル結線後の動作試験は電気設備の品質確保の点から既設電気メーカーへの依頼が必要でしょうか。	結線後の動作試験は事業者と企業団が発注する別途工事の既設電気設備メーカーが双方で協議・確認して実施してください。
14	【要求水準書】 電気設備の既設改造の概要について	23	第2	3	(3)	エ	(7)		質問	「・・・更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、・・・別途提出すること。」の内容について、既にご公表いただいている第2回質問に対する回答_要求水準書（案）質問No.159においては、「様式等は別途公表する、公告資料等に示します。」とご回答いただいておりますが、公告資料の中で該当の資料が確認できませんでした。 技術提案時にご提出する既設電気設備の改造内容の概要について、様式や記載内容について特にご指定はないという理解で宜しいでしょうか。	既設設備の改造内容の提示について、様式は任意とします。 想定する改造内容の概要、設備影響を記載してください。
15	【要求水準書】 電機設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	エ	(エ)		質問	施工中の作業不良などで電気設備に不具合が発生した場合の調査、補修費用などは事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	【要求水準書】 電機設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	エ	(エ)		質問	施工中の作業不良などで電気設備に不具合が起きた場合の修繕方法は企業団さまへ承諾をとる必要はありますでしょうか。	浄水処理に影響が生じる可能性があるため、企業団への説明、承諾を求めます。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/ 意見	内容	回答
17	【要求水準書】 電機設備及び配線工 事等に関する条件に ついて	23	第2	3	(3)	エ	(エ)		質問	施工中の作業不良などで電気設備に不具合が生じた 場合の修繕は、電気設備の品質確保の点から既設電 機メーカーへの依頼が必要でしょうか。	事業者と既設電気メーカが協議し、その結果を 企業団に説明したうえで、施工業者を決定しま す。
18	【要求水準書】 更新対象外の設備改 造	23	第2	3	(3)	エ	(ウ)		質問	「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設 備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を 技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業 団へ別途提出すること」について、既設設備改造に 要する費用の大小は技術提案の評価に影響すると理 解してよろしいでしょうか。	技術提案の評価には影響しません。
19	【要求水準書】 電気設備の改造	23	第2	3	(3)	エ			質問	技術提案時に提案する更新対象外設備改造内容（既 設監視制御設備、電源盤、VVVF盤等に係る改造内 容）については、技術提案時点で入手可能な資料に 基づく概略検討結果として整理するものとし、契約 後の現地調査及び詳細設計により判明した改造内容 （信号点数、信号仕様、インターロック条件、制御 内容その他必要な改造範囲）の増減については、本 事業の要求機能を満足する範囲において許容される ものと考えて宜しいでしょうか。（改造範囲の差異 が生じた場合については、本事業の要求機能を満足 する範囲において変更可能と考えて宜しいでしょ うか）	変更可能です。